

事業者排出量削減計画書(新規・変更)

167

(あて先) 京都府知事		2006年			
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)			
京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1		株式会社 ジーエス・ユアサ インダストリー 代表取締役社長 上田 温之 電話 075 - 312 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	各種蓄電池、電源システム、照明機器およびその他電気機器の研究・開発・設計・製造・販売				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	環境マネジメント活動によって、省エネルギー活動を展開し、温室効果ガスの削減を行なう。				
推進体制	事業所長を委員長とする環境管理委員会で計画および月次管理を行う。またエネルギー専門委員会活動を通じて温室効果ガス削減活動を展開する。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	17~19	京都事業所	(西工場) 工程内不良低減。設備等の運転方法の改善及び省エネ機器の導入。ヒートラン電力のロス低減。エコセラ(省エネシラ)生産効率化。 (東工場) 充電方式変更による電力削減。鉛溶解炉運用見直し。照明効率化。高効率LED採用による電力ロス削減。炉の保温及び暖房用ガスの削減 (全体) 各工場 天井照明エコセラ(省エネランプ)採用拡大		
	17~19	長田野事業所	(変電所) 変圧器更新時に省エネルギータイプの導入。サブ変電所の力率適正化、コンデンサ制御。 (工場) コンプレッサの適正運転の徹底。ガス乾燥炉の適正運転の徹底。 (全体) 高効率化照明器具の採用、照度管理の徹底、空気温度管理の徹底。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (平成17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (平成19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	
	A 事業所等排出区分	75,611 t	74,107 t	-2.0 %	
	B 輸送車両排出区分	0 t	0 t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 75,611 t	*2 74,107 t	-2.0 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))			
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m <sup>3</sup>	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計			*3	t
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)		
	*1 75,611 t	(*)-(*)3 74,107 t	-2.0 %		
特記事項	私どもジーエス・ユアサグループは、府県をまたいだ生産移転が盛んに行われており、総排出量の見込みは難しい状況です。その状況下、私どもは京都、長田野事業所ともに、原単位で毎年1%削減という目標を立て、削減活動に取り組んでおります。 上記目標は、原単位の算出基礎となる生産量を固定した場合の見込み量であることをお含み置き願います。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都市内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都市内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都市内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。